

# 令和5年度 第1回 水戸市男女平等参画センター運営委員会

日 時 令和6年2月28日(水) 午前10時～

場 所 水戸市男女平等参画センター 501・502 研修室

## 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

- (1) 令和5年度事業報告について
- (2) 令和6年度事業計画(案)について
- (3) 水戸市男女平等参画センターについて
- (4) その他

4 閉 会

水戸市男女平等参画センター運営委員会 委員名簿

(50音順)

氏名	区分	役職名等
飛鳥 斗亜	市民団体	NPO法人 RAINBOW 茨城 会長
大森 茂宏	行政機関	茨城県ダイバーシティ推進センター長
大根田 沙耶	商工業団体	水戸商工会議所青年部 理事
鬼澤 幸夫	女性団体	みと男女平等参画を考える会 幹事
鐘築 千草	公募	
小磯 重隆	学識経験者	茨城大学准教授
小路 裕子	女性人材バンク	女性人材バンク
島田 弘子	商工業団体	水戸商工会議所女性会 会長
武井 淳子	公募	
中山 一美	市民団体	水戸更生保護女性会広報部部长
袴塚 禮子	女性団体	水戸市地域女性団体連絡会 監事
深沢 みゆき	市民団体	「水戸の女性史」をつくる会
藤田 秀子	女性人材バンク	女性人材バンク
細谷 智二郎	地域団体	ふあいぶたうんコミュニティ 副会長
八木岡 しづ子	女性団体	水戸女性会議 監事

委員の任期 令和5年12月1日から令和7年11月30日まで

## 令和5年度実施事業

## 1 男女平等参画に関する学習機会の提供

## (1) 男女平等参画塾

日時	内容	講師	募集人員	参加者			託児人数
				総数	男性	女性	
10月28日(土) 10:00~12:00	女性のための護身術 WEN-DO 講座	橋本明子(リアライズYOKOH AMA代表)	20	22	—	22	—

## (2) 男女平等参画専門講座

本年度開催なし

## (3) 男性対象講座

本年度開催なし

## (4) 子ども対象講座

日時	内容	講師	募集人員	参加者			託児人数
				総数	男性	女性	
11月7日(火) 14:40~15:30	「自分らしい職業に就くために」 ～固定観念や性別にとらわれな い職業選択について～	齋藤幸子(茨城県ダイバーシティ 推進センター「ぼらりす」) 冨永 高章(石川認定こども園教頭兼保 育教諭) 石井茉那(南消防署救急 隊救急救命士)	—	323	—	—	—
12月8日(金) 14:35~15:25	「自分らしい職業に就くために」 ～固定観念や性別にとらわれな い職業選択について～	齋藤幸子(茨城県ダイバーシティ 推進センター「ぼらりす」) 上田 諒介(双葉台保育所保育士) 山田 紗弓(北消防署消防隊救急隊)	—	121	—	—	—
11月18日(土) 10:00~12:50	デートDVって何?よりよい関係 を築くために	齋藤幸子(茨城県ダイバーシティ 推進センター「ぼらりす」)	—	176	—	176	—

## (5) ワーク・ライフ・バランス講座

本年度開催なし

## 2 女性活躍推進事業

## (1) 就業支援講座

日時	内容	講師	募集人員	参加者			託児人数
				総数	男性	女性	
7月21日(金) 10:00~12:00	女性のためのキャリア&ライフ・ マネープラン講座 ～シニア世代 今後のライフプラ ンニング編～	辻 章嗣(ファイナンシャルプ ランナー, 社会保険労務士)	30	15	—	15	—
7月22日(土) 10:00~12:00	女性のためのキャリア&ライフ・ マネープラン講座 ～今のままで大丈夫?これからの 将来設計～ (オンライン開催)	高村浩子(ファイナンシャルプ ランナー, キャリアコンサルタ ント)	30 (オン ライ ン25 会場 5)	5 (オ ンラ イン 5)	—	5	—

7月22日(土) 14:00~16:00	女性のためのキャリア&ライフ・マネープラン講座 ～ミドル世代 これからのキャリアデザイン編～	高村浩子 (ファイナンシャルプランナー, キャリアコンサルタント)	30 (オンライン25会場5)	8 (オンライン6会場2)	—	8	—
-------------------------	---	-----------------------------------	--------------------	------------------	---	---	---

## (2) キャリアアップ講座

日時	内容	講師	募集人員	参加者			託児人数
				総数	男性	女性	
3月23日(土) 13:30~15:30	働く女性の自己肯定感アップ講座～自分を知って 強みを生かそう～(仮)	中島 美那子 (茨城キリスト教大学教授)	30				

## (3) 事業者向け人材不足解消セミナー

日時	内容	講師	募集人員	事業所数	参加者		
					総数	男性	女性
10月12日(木) 13:30~15:00	持続可能な魅力ある組織づくり～選ばれる企業を目指して～	工藤敬子 ((有)フェードイン代表取締役)	—	17	18	14	4

## (4) 市内大学連携による学生対象キャリアセミナー

連携先	日時	内容	講師	参加者		
				総数	男性	女性
常磐大学	11月14日(火) 14:40~16:10	仕事と家庭の両立プログラム	工藤敬子 ((有)フェードイン代表取締役) 水嶋陽子 (常磐大学教授) 小森田龍生 (常磐大学人間科学部現代社会学科准教授)	18	10	8
	12月12日(月) 14:40~16:10	仕事と家庭の両立プログラム	工藤敬子 ((有)フェードイン代表取締役), 茂木薫子 ((株)常陽産業研究所), 菊地慶子 (東日本電信電話(株)) 小森田龍生 (常磐大学人間科学部現代社会学科准教授)	10	4	6
茨城大学	6月8日(金) 10:20~11:50	わたしのキャリアとワーク・ライフ・バランス	清山玲 (人文社会学部科教授) 永野朝子 (茨城職業能力開発促進センター)	62	—	—
	1月19日(金) 12:40~14:10	わたしのキャリアとワーク・ライフ・バランス	清山玲 (人文社会学部科教授), 林栖 (リン・コンサルティング), 宮本智美 (ペンギンシステム(株)), 近藤麻里 (水戸市男女平等参画課)	98	—	—

※専門学校は、本年度開催なし

(5) 女性起業家によるセミナー及び相談交流会

日 時	内 容	講 師	募集 人員	参加者			託児 人数
				総数	男性	女性	
11月25日(土) 13:00~16:00	私にもできる!起業入門編 ~夢をかたちにする極意~	増田紀彦((一社)起業支援ネットワーク NICe 代表理事), 根本吉好美((株)ドルフィンストリート代表取締役), 鈴木一枝(アロマセラピーサロン Laule'a 代表, AEAJ 認定アロマセラピスト) 松本珠恵(茨城県よろず支援拠点コーディネーター), 九里実(日本政策金融公庫水戸支店国民生活事業融資第二課長)	会場 10 オン ライ ン 20	会場 12 オン ライ ン 4	—	16	—

(6) 行政懇談会の開催

※次年度へ開催延期

3 性的マイノリティに関する事業について

(1) 市民・事業者向け性的マイノリティ研修(男女平等参画推進月間市民企画講座と併せて開催)

日 時	団 体	内 容	講 師	参加者					託児 人数
				総数	男性	女性	それ 以外	回 答 し な い	
9月30日(土) 14:00~15:30		今,知るべき「LGBTQ」 ~当事者の想いを聴いてみよう 2023~	飛鳥斗亜((特非)RAINBOW 茨城会長)	36					—

4 男女平等参画に関する市民協働事業の実施

(1) ヒューマンライフシンポジウム 2023

日 時	内 容	講 師	募集 人員	参加者					託児 人数
				総数	男性	女性	それ 以外	回 答 し な い	
9月17日(日) 14:00 ~16:00	未来へつなぐメッセージ 【第1部 基調講演】「SDGs から日本の未来を見る」 【第2部 大学生とのディスカッション】激論!池上彰氏×大学生「若者はなぜ怒らない?」	基調講演 池上彰(ジャーナリスト), ディスカッション池上彰, 茨城大学, 常磐大学・常磐短期大学, 茨城キリスト教大学学生代表 5名	会場 500 オン ライ ン 100	490					—

(2) 男女平等参画推進月間映画祭

団 体	日 時	上 映 作 品	募集 人員	参加者			託児 人数
				総数	男性	女性	
水戸女性会議	9月2日(土) 13:30~15:00	『お終活』 熱春!人生, 百年時代の過ごし方	150	103	10	93	—

### (3) 男女平等参画推進月間市民企画講座

団 体	日 時	内 容	講 師	募 集 人 員	参 加 者					託 児 人 数
					総 数	男 性	女 性	そ れ 以 外	回 答 し な い	
みと男女平等参画 を考える会	9月3日(日) 10:30~12:00	みんなで井戸端会議 ~ジェンダーギャッ プを考える~		30	20			—	—	—
(一社)大学女性協 会茨城支部みと	9月9日(土) 10:00~12:00	女性の視点で快適生 活!!~IT 社会に乗り 遅れないために~	高橋美紀(WD代表, KENPOKUyoga 主宰)	30	14			—	—	—
さわやか学級	9月10日(日) 13:00~15:00	ダイバーシティと歌 の世界~偕にうたい 心ひとつに!~	上見和子(声楽家)	70	84			—	—	—
茨城県女性のつば さ連絡会中央地域	9月16日(土) 10:30~12:00	気付こう!身近にあ る「ダイバーシティ」 とあなたの中の「アン コンシャス・バイア ス」	小田木真代(茨城県 ダイバーシティ推 進ディレクター)	50	20			—	—	—
(特非)RAINBOW 茨 城	9月30日(土) 14:00~15:30	今,知るべき「LGBTQ」 ~当事者の想いを聴 いてみよう 2023~	飛鳥斗亜((特非) RAINBOW 茨城会長)	80	36					—

### (4) 市民団体との協働事業

団 体	日 時	協 力	内 容	講 師	募 集 人 員	参 加 者			託 児 人 数
						総 数	男 性	女 性	
M・I・T・O21	6月28日(水) 10:00~12:00	協力	デジタル化推進講座	ソフトバンク	10	11			—
M・I・T・O21	6月28日(水) 13:00~15:00	協力	デジタル化推進講座	ソフトバンク	10	10			—
水戸女性会議	10月10日(火) 8:30~16:50	協力	視察研修 結城市・栃 木県野木町バス視察	—	30	29	1	28	—
水戸女性会議	12月2日(土) 13:30~15:00	協力	記憶に残る絵本たち ~子どもから大人ま で心にひびく~	飯塚みどり(絵本専 門士)	30	29	2	27	—
水戸女性会議	1月29日(月) 13:00~14:00	協力	水戸女性会議30周年 記念講話「住みたいま ちへ 水戸市を拓く」	高橋 靖(水戸市 長)	40	42	1	41	—
水戸女性会議	2月16日(金) 14:00~15:30	協力	講演会「人生百年時 代!~これからまだ まだ どう生きるか ~」	宮田 久雄(中小企 業継続支援士 財 務 Dr)	30	34	1	33	—

## 5 男女平等参画推進に関する広報、情報提供

### (1) 男女平等参画推進月間標語・写真コンテスト

種 類	内 容	応募数
標 語	最優秀作品 1 点, 優秀作品 2 点, 佳作 3 点	199 (前年度 257)
写 真	最優秀作品 1 点, 優秀作品 2 点, 佳作 3 点	15 (前年度 21)

### (2) 情報誌「びよんど」編集発行

・54号(3月発行)特集 水戸市男女平等参画推進月間事業

ヒューマンライフシンポジウム 2023 未来へつなぐメッセージ

## 6 ロールモデルとなる女性及び組織等への支援

### (1) 男女平等参画社会づくり功労賞

部 門	個人の部	団体の部	事業所の部
受賞者	川上 美智子	(一社)茨城県トラック協会女性部会	常磐大学

### (2) 女性人材バンク登録事業

登録期間	内 容	登録者数
平成4年4月1日～	・市内に居住し, 在学し, 又は勤務する18歳以上の女性 ・市政に関心があり, 専門的な能力や経験, 資格等又は市民活動等の実績を有する者	21名

## 7 「男女平等参画を阻害する問題に関する相談」・「性的マイノリティに関する電話・メール相談」・「女性のための労働相談」の実施

水戸市男女平等参画基本条例第18条に基づき, 「男女平等参画を阻害する問題などの相談」に対応するとともに, 関係機関との情報共有及び連携強化を図った。また, 性的マイノリティであることを理由に差別や偏見に苦しむ当事者や家族等が抱えている悩みに寄り添い解決に導けるよう「性的マイノリティに関する電話・メール相談」を実施した。新たに, 女性のための労働相談を本年度より実施した。

No	事業名	実施期日	相談件数等
1	男女平等参画を阻害する問題に関する相談	月～金曜日(祝日, 年末年始を除く)	0件
2	性的マイノリティに関する電話・メール相談	電話/毎月第2水曜日 18時～20時 メール/随時	電 話 17件 メー ル 1件
3	女性のための労働相談	電話/毎月第3土曜日 12時～14時	電 話 6件

令和6年1月現在

## 8 水戸市男女平等参画センターの運営

### (1) 男女平等参画センター登録団体の活動支援

男女平等参画センターに登録している団体の活動の安定及び向上を図るため、男女平等参画センターミーティングルームの利用等について支援するとともに、団体の要請に応じて、必要な相談・助言を行った。

### (2) 男女平等参画に関する情報収集及び提供

関連資料、書籍等の収集に努め、男女平等参画センター図書資料室において資料等の公開、提供を行った。



2023(令和5)年度みと文化交流プラザ施設利用状況(令和6年1月末現在)

	室名	合計					
		女性	男性	どちらでもない・未回答	合計	件数	回数
6	大会議室	3,801	2,503	61	6,365	134	181
5	501研修室	1,097	881	3	1,981	151	216
	502研修室	652	400	20	1,072	54	98
	ミーティングルームA	617	50	54	721	93	160
	ミーティングルームB	359	22	17	398	55	83
	図書資料室	0	0	0	0	0	0
	交流スペース	0	0	0	0	0	0
	小計	15,940	6,769	191	22,900	1,784	2,115
4	401研修室	793	332	0	1,125	194	206
	402多目的室	379	113	0	492	83	107
	403多目的室	5,686	1,411	2	7,099	496	508
	404研修室	1,710	771	13	2,494	343	362
	405研修室	846	286	21	1,153	181	194
3	コミュニティルーム	0	0	0	0	0	0
	301和室	471	48	12	531	88	100
	302和室	1,909	376	2	2,287	246	276
	303調理室	193	30	0	223	26	35
	小計	2,673	456	14	3,143	340	351
2	201研修室	2,410	1,054	12	3,476	279	316
	202運動室	4,402	597	5	5,004	461	482
	203研修室	699	309	6	1,014	139	181
	204和室	1,425	790	0	2,215	291	298
1	コミュニティルーム	0	0	0	0	0	0
	101研修室	1,460	881	14	2,355	263	280
	102会議室	1,087	401	2	1,490	177	206
小計	2,947	1,272	16	4,235	440	486	
合計	29,996	11,255	244	41,495	3,754	4,289	



## 令和6年度事業計画（案）

### <男女平等参画センター事業>

#### 運営方針

男女平等参画社会の実現に向け、その目的の達成に向けた各種事業の一層の充実に努めるとともに、市民や市民団体等の活動を支援し、さらに市民団体等と連携・協働を積極的に図る。

#### 事業内容

##### 1 男女平等参画推進事業

###### (1) 男女平等参画塾

国の施策等を考慮しながら、男女平等について認識・理解を深め、男女平等参画社会づくりに向け、人材を養成する。

###### (2) 男女平等参画専門講座

専門性の高い情報や事象について男女平等参画の視点を切り口に読み解く。または、男女平等について更に専門的な知識の習得を目指す。

###### (3) 男性対象講座

男性の家庭参画・生活的自立の促進を図る。ワーク・ライフ・バランスの促進。

###### (4) 子ども対象講座

子どもの頃から男女平等参画の意識付けを図る。

###### (5) ワーク・ライフ・バランス講座

仕事とうまく向き合い、仕事と生活との折り合いをつけていくワーク・ライフ・バランスの考え方を身につける講座を開催する。

##### 2 女性活躍推進事業

###### (1) 就業支援講座

起業等新たなビジネスにチャレンジする女性を支援する目的で講座等を実施する。

###### (2) キャリアアップ講座

女性中堅社員の自覚と資質の向上を促し、職場での更なるチャレンジを支援する。

###### (3) 事業者向け人材不足解消セミナー

事業所等において、女性が活躍できる職場環境等の整備を図る。また、研修等の機会をとらえ、問題点や改善の手法等の情報の共有を図る。

#### (4) 市内大学連携による学生対象キャリアセミナーの開催

将来のキャリア形成を考える場を提供し、学生の意識改革及び啓発を図る機会とする。

#### (5) 行政懇談会

大学生が市長をはじめ市執行部に直接提言する場を体験することで、政策・方針決定過程への参画拡大の契機とする。

#### (6) 仕事と育児の両立体験プログラム

大学、事業者と連携し、職場体験や従業員の家庭への訪問を通し、若者が仕事と家庭の両立について学ぶ機会を提供する。

### 3 性的マイノリティに関する事業について

#### (1) 誤解や偏見をなくすための取組の推進

市民や事業者に向け、講演会等を開催するほか、啓発資料を作成し、啓発を進める。

### 4 市民協働事業

#### (1) ヒューマンライフシンポジウム 2024

男女平等参画推進月間のメイン事業として開催する。

#### (2) 月間映画祭

男女平等参画推進の意識向上を図るため、映像での啓発を行う。

#### (3) 推進月間市民企画講座（公募）

市民参加型の男女平等参画推進を図るため、NPO・市民団体等が企画した講座を募集する。また、市民団体等の講座企画力や運営能力を高め、活動の活性化を図るため、講座実績に係る経費の一部を支援する。

#### (4) 協働事業

男女平等参画の視点をいかした講座等を市民団体との協働により実施し、関連団体の育成とともに、男女平等参画課への意識の醸成に寄与することを目的として実施する。

### 5 広報事業

#### (1) 男女平等参画推進月間標語・写真コンテスト

男女平等参画推進月間の趣旨の浸透を図るため、標語・写真作品を募集する。

#### (2) 情報誌「びよんど」発行

男女平等参画意識の醸成を図るため、年1回情報誌を編集発行する。

## 6 相談事業

- (1) 男女平等参画を阻害する相談に対し、水戸市男女平等参画基本条例第 18 条に基づき対応するとともに、関係機関と連携を図り対応する。
- (2) 性的マイノリティに関する相談に対し、専門相談員による月 1 回（毎月第 2 水曜）の電話相談とメール相談を実施する。
- (3) 女性の労働に関する相談を、女性社会保険労務士が月 1 回（毎月第 3 土曜）電話相談として受け付ける。

## 7 情報収集・提供事業

みと文化交流プラザ内男女平等参画センターに資料室を設置し、男女平等参画に関する関係資料・書籍の収集に努め、市民に公開提供を行う。

## 8 市民団体活動支援事業

男女平等参画センターを拠点施設として、利用団体として登録している市民団体の活動支援を行う。

## 9 男女平等参画推進委員会

水戸市男女平等参画基本条例に基づき、市長の諮問に応じて、男女平等参画に関する情報を収集し、啓発活動の状況を把握するとともに、男女平等参画を推進することを目的とする。

## 10 男女平等参画センター運営委員会

男女平等参画センターの適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

## 水戸市男女平等参画センターについて

## 1 男女平等参画センターの現況等

## (1) 現況

所在地：水戸市五軒町1-2-12 みと文化交流プラザ4～6階

※1～3階は五軒市民センター

名称：水戸市男女平等参画センター

施設機能：4階 研修室3室，多目的室2室，喫茶

5階 事務室，ミーティングルーム，図書資料室，交流スペース，授乳室  
研修室2室

6階 大会議室

## (2) 沿革

平成13年 男女共同参画センターを公の施設として設置

平成15年 名称を男女平等参画センターに変更

平成22年 五軒市民センターとの位置交換により，単独館として整備

平成27年 みと文化交流プラザ4～6階を男女平等参画センターとして整備

## (3) 登録団体の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録団体数	16団体	15団体	14団体	14団体	14団体
登録者数	424人	400人	362人	379人	344人

## (4) 経緯

本市では，平成13（2001）年に制定した男女平等参画基本条例において，男女平等参画の推進に向けた諸施策を実施し，男女平等参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を整備することを定めており，条例に基づき同年に男女平等参画センターを設置した。以来，男女平等参画センターは，男女平等に関する団体活動の支援拠点，各種講座等の活動拠点として，情報の収集・提供，女性のための相談など，様々な施策を展開してきたところである。

この度，男女平等参画センターを包含するみと文化交流プラザについて，建物の老朽化等により改築が必要であることから，拠点のあり方等について見直すこととなった。

（参考）

男女平等参画基本条例（平成13年水戸市条例第33号）

（総合的な拠点施設の整備）

第11条 市は，男女平等参画の推進に向けた諸施策を実施し，男女平等参画の取組みを支援するため，総合的な拠点施設を整備するものとする。

## 2 今後の方針

- (1) 男女平等参画センターが担ってきた拠点機能は、本庁舎に移転する男女平等参画課において更なる強化を図っていく。
- (2) 男女平等参画センターを公の施設としては廃止するが、本庁舎内に男女平等参画センターの名称を冠した共有スペース等を配置し、団体をはじめとした市民活動を支援する。

### [基本的な考え方]

男女平等参画施策は広範多岐にわたる中、これまで行ってきた団体への活動支援に加え、市民一人一人に対する相談・支援が求められている。特に、これからの重要施策である女性の活躍推進については、子育て環境や就業環境等の充実に向け、庁内関係課との連携が不可欠である。本庁舎内に拠点機能を移転し、庁内関係課との更なる連携強化を図ることで、男女平等参画施策に係るワンストップでの対応に取り組んでいく。

なお、これまで行ってきた事業等の取扱いについては別表とおりとす。

## 3 スケジュール

年度	月	内容
令和5年度	1月	政策会議（庁内合意）
	2月～	センター運営委員、登録団体及び水戸市障害者（児）福祉団体連合会への説明
令和6年度	12月	関係条例等の廃止
	1月～	移転準備
令和7年度	4月	本庁舎にて業務開始

【別 表】

男女平等参画センターの事業	区分	現在	本庁移転後	市の対応等
(1) 男女平等参画社会の形成のための講演、講座、研修、展示等に関すること。		・センターで企画 ・センター、公共施設等で実施	・本課で企画 ・公共施設等で実施	・庁内関係課とも連携し、事業に取り組む。
(2) 男女平等参画社会の形成に関する情報の収集及び提供に関すること。		・センターで実施	・本課で実施	・庁内関係課とも連携し、迅速かつ適切に情報の収集及び提供に努める。
(3) 男女平等についての相談及び助言に関すること。	男女平等に係る相談	・センターで実施	・本課で実施	・庁内関係課とも連携し、ワンストップ対応を目指す。
	社会保険労務士による電話相談	・センターで実施 (電話を転送)	・本課で実施 (電話を転送)	・引き続き実施する。
(4) 男女平等に関する活動の支援に関すること。	一般的な支援	・センターで実施	・本課で実施	・庁内関係課とも連携し、迅速かつ適切な助言やフォロー等を行う。
	団体支援			
	①団体の活動	・ミーティングルーム	・本庁舎等を利用	・本庁舎内に団体が使用できる共有スペース等を設置する。
	②活動の周知	・センター内に掲示	・本庁舎内に掲示	・多くの市民の目に留まるよう積極的にPRを実施する。
③共催事業	・センターや本庁舎等で実施	・本庁舎等を利用	・本庁舎内会議室等を利用する。	
(5) 男女平等参画社会の形成に向けた勤労女性及び勤労青少年の活動の支援に関すること。		・センターで実施	・本課で実施	・庁内関係課とも連携し、ワンストップ対応を目指す。
(6) 施設の利用に関すること。		・一般利用可 ・団体専用のミーティングルーム有り	・無し	・一般への部屋貸しは廃止する。 ・団体が使用できる共有スペース等を設置する。
(7) 必要な事業に関すること。		・センターで実施	・本課で実施	・本庁舎のメリット（駐車台数、ネットワーク環境等）を活かし、庁内関係課とも連携しながら事業に取り組む。



## ○水戸市男女平等参画センター条例

平成22年 3月24日

水戸市条例第 3号

改正 平成26年12月22日条例第53号

平成27年 3月24日条例第 9号

平成27年 3月24日条例第13号

水戸市男女文化センター条例（平成13年水戸市条例第 5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 1 項の規定に基づき、男女平等参画センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 男女平等参画社会の形成を推進するため、男女平等参画センターを次のとおり設置する。

名称 水戸市男女平等参画センター

位置 水戸市五軒町 1 丁目 2 番12号

（平26条例53・一部改正）

（事業）

第 3 条 水戸市男女平等参画センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 男女平等参画社会の形成のための講演，講座，研修，展示等に関すること。
- (2) 男女平等参画社会の形成に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 男女平等についての相談及び助言に関すること。
- (4) 男女平等に関する活動の支援に関すること。
- (5) 男女平等参画社会の形成に向けた勤労女性及び勤労青少年の活動の支援に関すること。
- (6) 施設の利用に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか，設置目的の達成に必要な事業に関すること。

（平26条例53・一部改正）

（使用できる者）

第 4 条 センターを使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 市内に通学し，又は通勤する者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか，市長が適当と認める者

（使用の許可）

第 5 条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第7条 第5条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第6条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(使用料)

第8条の2 使用者のうち大会議室の使用の許可を受けたものは、当該許可を受けた際に、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(平26条例53・追加)

(使用料の減免)

第8条の3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(平26条例53・追加)

(使用料の還付)

第8条の4 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めによらない理由により使用することができなくなったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(平26条例53・追加)

(原状回復等)

第9条 使用者は、その使用を終わったとき、又は第8条の規定により使用することができなくなった

ときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

- 2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(平26条例53・一部改正)

(目的以外の使用)

第10条 市長は、別表に掲げるセンターの施設を第3条に規定する事業の実施を妨げない限度において、第2条に規定する設置目的以外の目的に使用させることができる。この場合においては、第4条から第8条まで及び前3条の規定を準用する。

- 2 前項の規定において準用する第5条第1項の規定により目的以外の使用の許可を受けた者は、当該許可を受けた際に、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(平26条例53・一部改正)

(損害賠償等)

第11条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(男女平等参画センター運営委員会)

第11条の2 センターの適正かつ円滑な運営を図るため、水戸市男女平等参画センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(平26条例53・追加)

(所掌事項)

第11条の3 委員会は、市長の諮問に応じ、センターの運営に関する重要な事項について審議する。

(平26条例53・追加)

(組織)

第11条の4 委員会は、関係行政機関又は関係団体の役職員及び学識経験者のうちから、市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

(平26条例53・追加)

(任期)

第11条の5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平26条例53・追加)

(委員長及び副委員長)

第11条の6 委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代

理する。

(平26条例53・追加)

(会議)

第11条の7 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平26条例53・追加)

(庶務)

第11条の8 委員会の庶務は、市民協働部において行う。

(平26条例53・追加, 平27条例9・一部改正)

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後のセンターの使用に係る使用の許可、使用料の徴収その他必要な行為は、同日前においても行うことができる。

付 則 (平成26年12月22日条例第53号)

改正 平成27年3月24日条例第13号

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の水戸市男女平等参画センターの使用に係る使用の許可、使用料の徴収その他必要な行為は、同日前においても、改正後の水戸市男女平等参画センター条例の例により行うことができる。

(水戸市勤労青少年ホーム条例等の廃止)

3 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 水戸市勤労青少年ホーム条例 (平成4年水戸市条例第40号)

(2) 水戸市男女平等参画センター、勤労女性センター及び勤労青少年ホーム運営委員会条例 (平成13年水戸市条例第6号)

(3) 水戸市勤労女性センター条例 (平成22年水戸市条例第4号)

(4) 水戸市男女平等参画センター条例の停止に関する条例 (平成23年水戸市条例第40号)

(経過措置)

4 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の水戸市男女平等参画センター，勤労女性センター及び勤労青少年ホーム運営委員会条例第3条の規定により委嘱されている委員は，改正後の第11条の4の規定により委嘱されたものとみなす。

5 前項の規定により委嘱されたものとみなされる委員の任期は，改正後の第11条の5の規定にかかわらず，平成27年11月14日までとする。

付 則（平成27年3月24日条例第9号）

この条例は，平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月24日条例第13号）抄

（施行期日）

1 この条例は，平成27年4月1日から施行する。ただし，付則第3項の規定は，公布の日から施行する。

別表（第8条の2，第10条関係）

（平26条例53・全改）

施設名	使用時間			
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
小研修室	1,200円	1,600円	1,600円	4,400円
中研修室	1,800円	2,400円	2,400円	6,600円
大研修室	3,600円	4,800円	4,800円	13,200円
大会議室	6,500円	9,500円	12,000円	28,000円

# みと文化交流プラザご案内

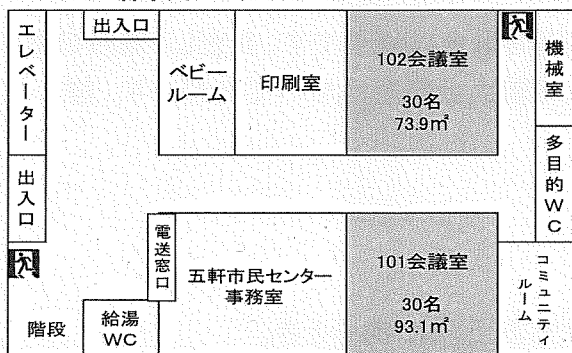
みと文化交流プラザは、五軒市民センター(1～3階)及び男女平等参画センター(4～6階)からなる複合施設です。

五軒市民センターは、五軒地区の地域コミュニティ活動の支援及び生涯学習活動の推進のための施設です。

男女平等参画センターは、男女平等参画社会の形成を推進するための施設です。

## 施設の概要

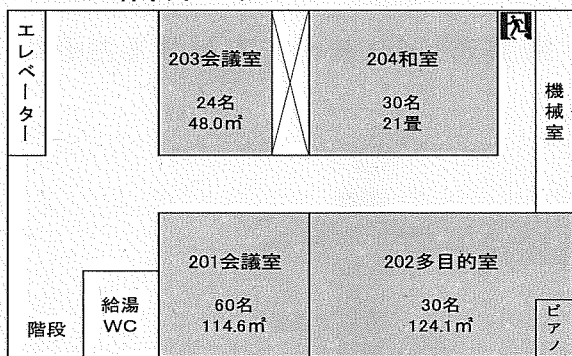
### 1F 五軒市民センター



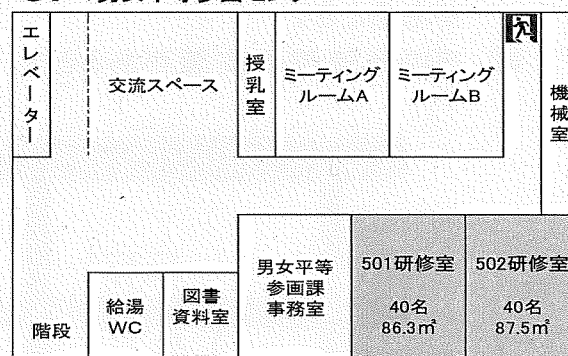
### 4F 男女平等参画センター



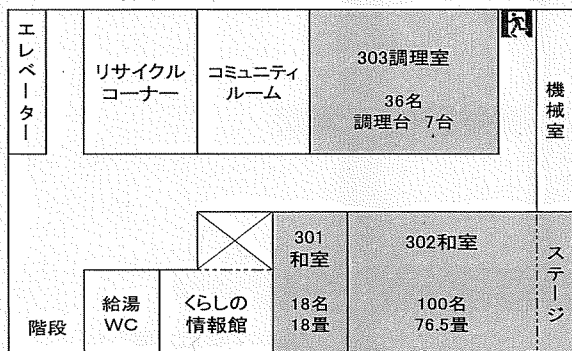
### 2F 五軒市民センター



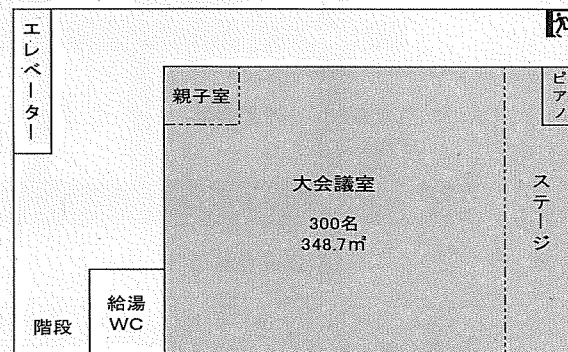
### 5F 男女平等参画センター



### 3F 五軒市民センター



### 6F 男女平等参画センター



## 開館時間

午前8時30分から午後10時まで

## 申請方法

使用日の2か月前(6階大会議室は3か月前)の日の属する月の初日から使用日の3日前まで(土日祝日を含まない)に、所定の申請書を提出してください。

ただし、施設の目的以外の使用の場合は、使用日の1か月前(6階大会議室は2か月前)の日の属する月の初日から使用日の3日前まで(土日祝日を含まない)です。なお、施設の目的以外の利用ができるのは、4階から6階までの部屋です。

施設をはじめて使用したい方は、お問合せください。

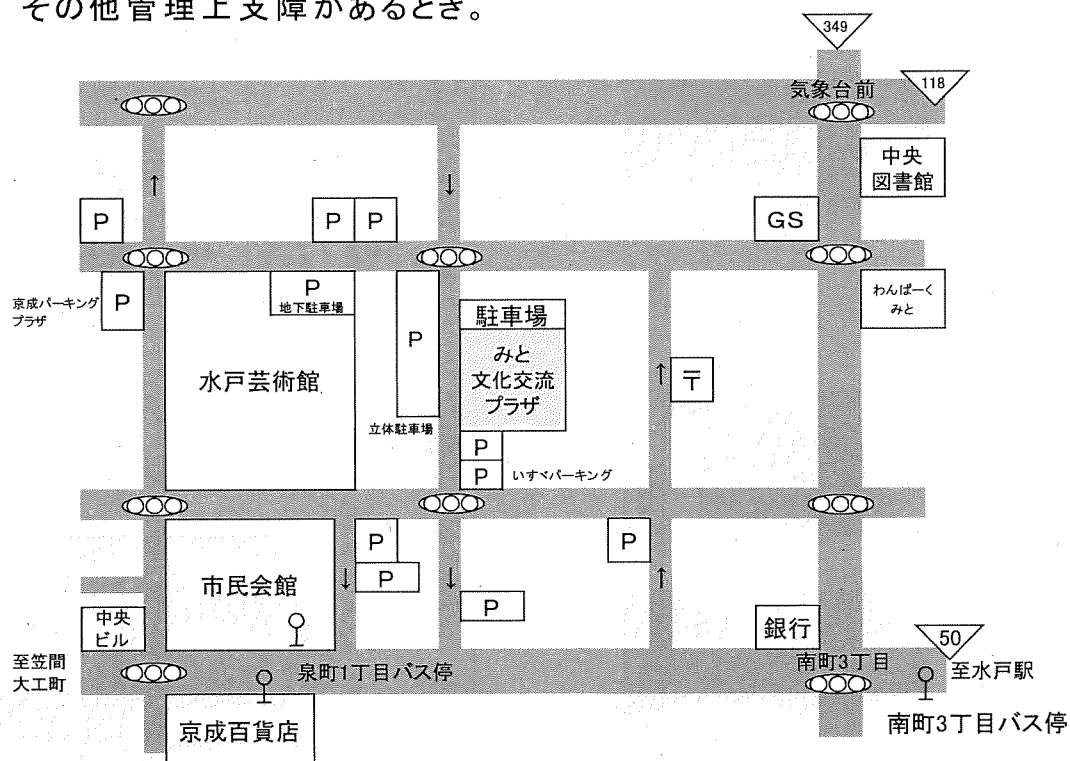
## 使用料

1階から5階までの部屋は、施設の目的に沿った使用の場合は無料です。ただし、施設の目的以外の使用(4階から6階のみ可)の場合は有料です。6階大会議室はすべて有料です。詳しくはお問合せください。

## 使用できない場合

次の場合は、施設の使用を許可できません。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) その他管理上支障があるとき。



バスのご利用は、水戸駅北口から大工町方面行きバス、泉町1丁目バス停下車徒歩3分です。駐車台数に限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。施設の駐車場が満車の場合は、近隣の民間駐車場(有料)をご利用ください。